

臨時特別給付金にかかる飛騨市の方針について

国が実施する臨時特別給付金にかかる市の方針は以下のとおりとし、本事業に必要な予算は、1月11日に開催を予定しています第1回議会臨時会において上程します。

1. 子育て世帯に対する臨時特別給付金（予算額：166,400千円）

子育て世帯に対する臨時特別給付金は、**全て現金給付**とします。

- 対象者 以下の対象児童の父母等
 - ①令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童
 - ②9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当の支給対象者となる金額と同等未満の場合）
 - ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童
- 対象児童数 3,100人（1,669世帯）
- 給付額 対象児童1人あたり10万円
- 給付総額 310,000千円
- 支給方法・スケジュール
 - ① 児童手当の対象となるお子さんがいる世帯
 - 対象者数 2,381人
 - 支給回数 **5万円ずつ2回に分けて支給**
 - 申請方法 プッシュ型とし、自動的に振り込み
 - （1回目） 12月15日（水） 案内通知郵送済
 - 12月27日（月） 振込**
 - （2回目） 1月13日（木） 案内通知郵送
 - 1月14日（金） 振込**
 - ② 児童手当の対象とならない高校生のみがいる世帯及び公務員世帯
 - 対象者数 719人
 - 支給回数 **10万円を一括で支給**
 - 申請方法 対象世帯に書類を発送後、申請書を提出いただき振り込み
 - 12月22日（水） 案内通知・申請書郵送
 - 1月11日（火） 申請書提出〆切
 - 1月20日（木） 以降 申請書提出者から随時振込**
 - ※振込日前に振込通知郵送

（担当部局）	市民福祉部市民保健課
（電話番号）	0577-73-7464

2. 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（予算額：222,200 千円）

- 対 象 者 飛騨市に住所を有する住民税非課税世帯

- 対象世帯数

住民税非課税世帯見込数 2,068 世帯 （基準日令和3年12月1日現在）

家計急変世帯見込数 132 世帯

対象世帯見込数（合計） 2,200 世帯

（参考）市内世帯総数 8,877 世帯

- 給 付 額 1 世帯あたり 10 万円

- 給 付 総 額 220,000 千円

- 支給方法・スケジュール

1 月下旬のシステム改修完了後、速やかに手続きを行います。

2 月中旬 「支給要件確認書」郵送

※世帯主は確認日、氏名、振込先を記載し市に返送

2 月中旬～下旬 確認書を受領後、順次振込手続き

2 月下旬～ 順次振込

（担当部局） 市民福祉部地域包括ケア課

（電話番号） 0577-73-6233